

控訴審第5回期日レポート

190716 弁護士 笹山 尚人

原告団のみなさん、こんにちは。事故から8年が過ぎましたが、今も厳しい生活を続けておられる方も多いことと存じます。みなさん、ご苦労様です。

控訴審も、第5回の期日となりました。今日を含めて、証拠調べはあと3回。そのあとは結審、判決です。いよいよ大詰めとなってきました。

今回は、4名の原告のみなさんの尋問が行われました。その内容について、以下のとおり、報告したいと思います。

1、Eさん（檜葉町） 担当；榎本吾郎弁護士、山田大輔弁護士

Eさん（男性）で、現在、檜葉町の元の住居にご夫婦でお住まいです。ですが、決して希望して檜葉に戻ったわけではなく、仮設住宅の期限が来て、檜葉の家に戻らざるを得なかった方です。

Eさんは、檜葉に住んではいるが、子どもたちは放射能の問題があるから帰らないこと、妻ともども、医療支援を必要としていること、買い物を行うときも、いわきに行ってこれを行っていること。檜葉の故郷としての街並みは崩壊し、復興しているとは到底言えないことを赤裸々に語りました。

経済的事情があつてやむを得ず元の住居に住むという事例と、檜葉が到底復興しているとは言えない実情について、共有することができた尋問でした。

2、Iさん（広野町） 担当；高橋力弁護士、鳥飼康二弁護士

Iさんは、広野町で広野薬局を運営されている方です。住まいはいわき市ですが、仕事は広野で行っています。広野薬局は、現在も双葉郡唯一の薬局であり、双葉郡の地域医療の要として奮闘されておられます。

にもかかわらず、行政は、病院と扱いを異にして財政的支援を十分に行わず、広野薬局の経営は厳しく、Iさんは、差別を感じている。学校や保育園などとの取引は復活せず、商店街のさびれている状況、町全体が治安の悪い状況となっていることを踏まえ、広野町の復興もいまだなしえていないという状況が語られました。そして、Iさんは、いつ避難指示が解除されたかで救済を差別するのはおかしい、実情をきちんと見てほしいと訴えました。

Iさんのお話は、地裁判決が、広野町のような緊急時避難準備区域と、それ以外の地域を慰藉料の算定において区分けしたことについての無念を明らかにするものであり、また、広野町も、到底復興したとは言えない実情を明らかに

するものであったと思います。

3、Kさん（南相馬市小高区） 担当；笹山尚人弁護士、佐藤美由紀弁護士

Kさん（男性）は、南相馬市小高区から避難し、現在は会津若松市に住宅を求めてお住まいの方です。しかし、行政区の役員や檀家の役員などを長く務めてこられ、それもあって頻繁に小高を訪れ、小高の実情にも通じています。

Kさんのお話は、自分の住宅を中心とした周辺地域について、地裁段階で2016年9月30日に検証が行われた際、裁判官が訪れたエリアであり、検証当時の小高の様子について写真が証拠上豊富に残されていることを活用して、どこの家が残っていて、どこの家を取り壊して更地になっているか、誰が戻って住んでいるかいないか、商店街の店舗のどこが経営を再開してどこが経営をしていないか、病院の医療体制はどんな状況で、どれほど頼りないものであるかについて、一つ一つ具体的に明らかにしたところがポイントです。このお話によって、小高には、従前のような商店街の活気は全く戻っておらず、営業店舗はわずかであること、戻って居住している人もわずかであり、しかもそのほとんどが高齢者であること、といった実情が明らかになりました。

これによって、南相馬市小高区もまた、復興しているとは到底言えない状況にあり、また、将来に向けて復興することも極めて厳しいという具体的な実情が明らかになったと言えます。

何を隠そう、Kさんの尋問を担当したのは、わたくしですが、これは自画自賛したいのではありません。検証調書を使って具体的に聞いていきましょうという方法を提案したのは相棒の佐藤弁護士であり、また、この尋問を可能にしたのは、Kさん自身が、ふるさと小高の情報について極めて具体的な情報を持っておられたからです。原告団と弁護団の連携がうまくいきましたということを報告したいのです。

4、金井直子さん（檜葉町） 担当；米倉勉弁護士、加部歩人弁護士

本日最後は、原告団事務局長の金井さん。真打登場といったところですね！

金井さんの尋問は、米倉弁護士が担当した前半は、檜葉町が復興していない実情について、本日初日のEさんの証言をさらに深く掘り下げる内容でした。金井さんは、こうした実情について、「8年たって、被害者にはもう、気力体力がない。町に戻る者は、高齢者が多く、戻ることに自主的に選択できたわけではない人も多い。」「昨日今日できる人間関係はない。コミュニティとは、何度も一緒にいろいろ取り組みをするなかでできていくもの。人間の復興、住民の復興が伴っていないから、国や東電の復興策では復興しないのだ。」

とまとめられました。

加部弁護士が担当した後半では、金井さんご本人の状況と被害感情についてが問われました。

金井さんは、檜葉に戻れない実情を語り、お母さんが大熊町のお墓にお墓参りしたときのくだりでは、お母さんが、お墓の前に広がるフレコンバッグだらけの景色を前にして、「私死んだらこのお墓に入るんだけど、死んでからも、ふるさともうなくなっちゃうんだねえ」と言われたことが、かわいそうで仕方がなかったと、涙ながらに証言。

そして、裁判官に向けて、「あれから8年年が過ぎ、私たちも必死で生きてきた。本当にのどかなふるさとだったのが、こんな姿になってしまった。取り返しがつかない状況で、私たちはふるさとを喪失してしまった。悔しくて、悲しい。このままにはしておけない、強制避難をさせられて苦しさを味わった私たちだからこそ、この苦しみをわかってもらいたいと必死にがんばって裁判に取り組んできた。地裁判決の時にそれを理解されず、味わった屈辱を、もう二度と味わいたくない。」と、高裁の裁判官たちの理解と共感と、歴史に名を遺す判決をくださすことを求める証言をして締めくくりました。

5、東電の反対尋問の特徴

全体に東電の反対尋問は、ハコモノができてきていることなどをあげて、復興が着実に進んでいるということを認めさせようとするものが共通してみられました。

このように、今日の対決の特徴は、「現在の双葉郡は、復興に向かっているのかそうでないのか」ということであつたと思われます。

4名の原告の皆さんは、それぞれ毅然とこれについて「復興などしていないし、復興に向かってもいない」と切り返していました。

やはり、金井さんが、「住民の役に立っていない、住民の意見に基づいていない、住民が利用しない、そんな施設は、いくら立派できらびやかでも、意味がない。そんなものがいくら整備されてもそれは復興とは言わない」という内容で切り返していたのが、全てを語っているように思います。

6、次回以降の予定

かくして、本日の尋問、大きな成功を収めたと思います。

尋問を受けた原告のみなさん、本日の法廷に参加した原告のみなさん、担当弁護団のみなさん、ご苦労様でした！

次回以降のスケジュールです。

- ・ 7月29日（月）午前10時開始
午前中は、環境経済学者の寺西俊一先生の証人尋問です。午後は、原告2名の本人尋問を行います。

- ・ 9月5日（木）午前10時開始
この日も、関礼子教授の証人尋問と、原告本人の尋問を予定しています。

- ・ 11月12日（火）開始時間未定
この日は、結審予定です。
弁護団から最終準備書面を提出し、それを陳述します。
このとき、年度内（2020年3月まで）の判決が予定されているため、判決日が指定される予定です。

以 上